

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

1 証拠の一覧表の提供命令に係る規定の追加

審判開始の決定をした裁判所は、必要と認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠の一覧表の再審請求者又は弁護人に対する提供を命ずることができる。

(新第四百四十五条の二第一項関係)

2 再審の請求理由との関連性を要件としない職権による証拠の提出命令及び開示命令に係る規定の追加

(1) 審判開始の決定をした裁判所は、検察官が保管する証拠について、再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度並びにその提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠の提出を命ずることができる。

(新第四百四十五条の三第二項関係)

(2) 審判開始の決定をした裁判所は、検察官が保管する証拠について、再審請求者又は弁護人に開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠の再審請求者又は弁護人に対する開示を命ずることができる。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は開示の条件を付することができる。

(新第四百四十五条の五第一項関係)

3 証拠の複製等の目的外使用の禁止に係る規定の削除及び裁判所による証拠の複製等の使用目的の制限その他適当と認める条件の付与に係る規定の追加

(1) 証拠の複製等の目的外使用の禁止及びこれに係る罰則の規定を削除する。

(第四百四十五条の五及び第四百四十五条の六関係)

(2) 裁判所は、再審の請求の手續において、裁判所が審判開始の決定をした後に検察官から提出を受けた証拠を弁護人に謄写させる場合において、その証拠に係る複製等の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。

(新第四百四十五条の四関係)

4 再審開始の決定に対する検察官の不服申立ての禁止

検察官は、再審開始の決定に対しては、異議の申立て、特別抗告及び即時抗告をすることはできない。

(新第四百五十条の二関係)

5 検討条項の追加

政府は、この法律の施行後一年を目途として、捜査機関が作成した書類及び収集した証拠物の目録の作成並びに証拠の適正な保管の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則新第二条第二項関係)

6 その他所要の規定の整備を行う。